

福島県外国人介護人材受入施設等環境整備事業実施要領

(目的)

第1 介護業務に従事する又はしようとする外国人介護人材が円滑に就労し、職場に定着するために必要な取組を行う県内の介護施設及び事業所を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、県内に所在する、外国人介護人材を受け入れる（予定を含む）施設及び事業所（以下「受入介護施設等」という。）とする。

(事業内容)

第3 受入介護施設等が実施する外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組、外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組、外国人介護職員の生活支援に必要な取組を助成する。なお、外国人介護職員の生活支援に必要な取組の詳細は、別紙「外国人介護職員の生活支援に必要な取組に係る留意事項」によること。

(事業計画等の策定)

第4 受入介護施設等において、第3条に規定する事業内容に係る事業計画等を策定する。

(プライバシーの保持)

第5 本事業に携わる者は、プライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年6月4日から施行し令和6年4月1日から適用する。
- 3 この要領は、令和8年8月5日から施行し令和8年4月1日から適用する。